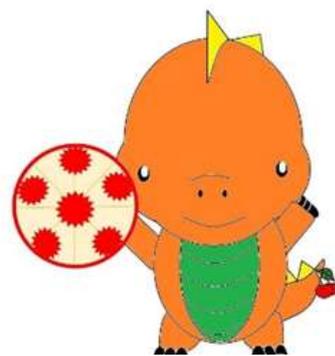


第2次山形県再犯防止推進計画

(案)



東北矯正管区マスコットキャラクター
「管くまちゃん」



やまがた法務少年支援センター
マスコットキャラクター「コジラ」

令和8年3月

山形県

目 次

はじめに	
第1章 計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画に基づく再犯防止施策の対象者	
4 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	2
1 再犯者率等の推移	
2 犯罪に関する現状	
3 再犯防止に係る状況	
第3章 計画の基本方針等	10
1 基本方針	
2 基本目標	
3 成果目標	
4 施策の展開方法	
第4章 施策の柱と具体的施策	
I 就労・住居の確保等	12
1 就労の確保等	
2 住居の確保等	
II 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	18
1 高齢者又は障がいのある者等への支援等	
2 薬物等の問題を抱える者への支援等	
III 学校等と連携した修学支援・非行防止等	23
1 学校等と連携した修学支援の実施等	
2 学校等と連携した非行防止の実施等	
IV 犯罪をした者等の特性等に応じた効果的な指導の実施等	29
1 特性に応じた効果的な指導の実施等	
2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援	
V 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と 県民理解の深化	34
1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築	
2 ボランティア等民間協力者の活動への支援	
3 広報・啓発活動の推進	
VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進	41
1 国・市町村・民間団体等との連携強化	
2 市町村や地域における取組の促進	
第5章 計画の推進体制等	43
1 推進体制	
2 進捗管理	
参考資料	
1 再犯の防止等の推進に関する法律（概要版）	44
2 国再犯防止推進計画（概要版）	46
3 山形県再犯防止推進協議会設置要綱	48
4 山形県再犯防止推進協議会の関係機関、民間団体の紹介	50
5 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議設置要綱	56
6 用語の説明	58

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

令和3年3月に策定した「山形県再犯防止推進計画」に基づき、5年間にわたり本県の実情に応じた再犯防止施策を推進することで、県内の再犯者率は令和5年39.3%、令和6年40.1%と2年連続全国一低くなりました。

しかし、犯罪をした者等を取り巻く環境は変化しており、新たな状況を踏まえつつ、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行。以下「再犯防止推進法」という。）や政府の「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月閣議決定）を勘案して、今後も犯罪をした者等が円滑に社会の一員として活躍できるよう、更には県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するために策定するものです。

2 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、地方再犯防止推進計画を定めるものです。

また、「第4次山形県総合発展計画」、「山形県地域福祉支援計画（第5期）」の個別計画として位置付け、両計画と連動して進めていくものです。

3 計画に基づく再犯防止施策の対象者

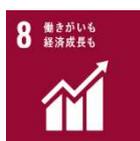
「罪を犯した者等」のうち支援が必要な者とします。

この場合、「罪を犯した者等」は、「起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所・少年院）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者」を指します。

4 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

- この計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を共有し、各施策の推進によりSDGsの達成に貢献していきます。関連するゴールは次の6つです。

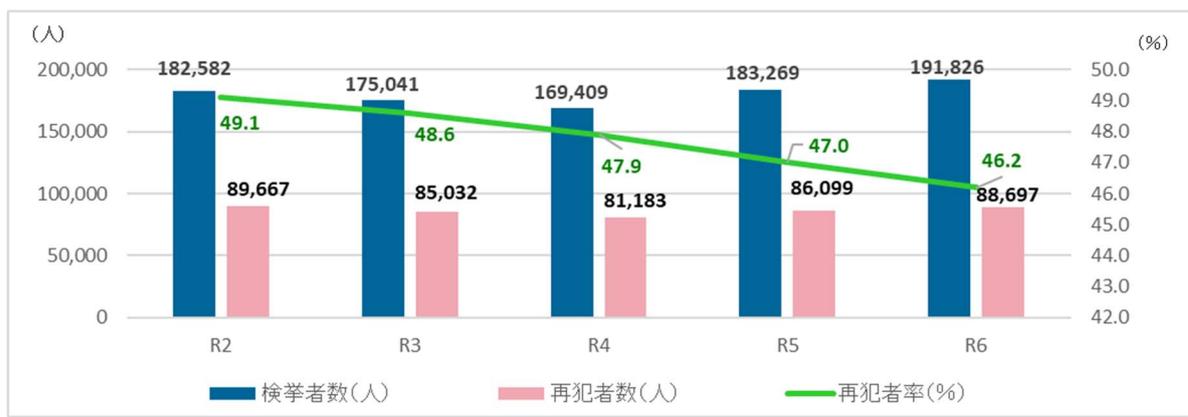


第2章 計画策定の背景

1 再犯者率等の推移

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数は、平成19年(2007年)以降、毎年減少しており、令和4年(2022年)は81,183人でありましたが、令和5年には増加に転じ、令和6年(2024年)には88,697人となっています。一方で、再犯者率(検挙者数に占める再犯者数の割合)は令和2年(2020年)までは上昇傾向にありましたが、初犯者の減少により、検挙者数もそれを上回るペースで減少しているため、令和3年(2021年)からは減少に転じ、令和6年(2024年)は46.2%となっています。

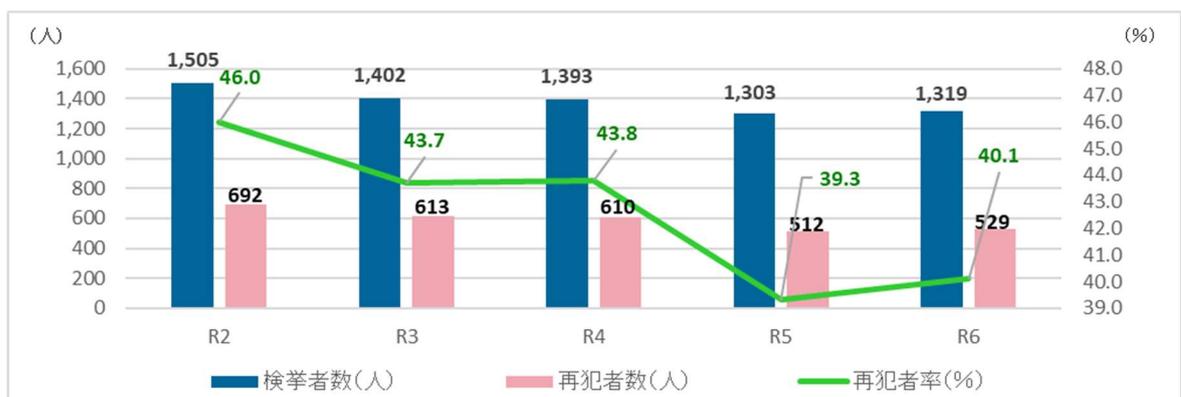
■全国における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(法務省)



本県の刑法犯検挙者中の再犯者数は、令和6年(2024年)は529人となり、令和3年3月に策定した「山形県再犯防止推進計画」の成果指標(604人以下)を下回り目標は達成されました。

また、再犯者率は、令和5年(2023年)は39.3%、令和6年(2024年)は40.1%と前年よりも0.8ポイント増加しておりますが、2年連続全国一低い率となっています。

■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(法務省)



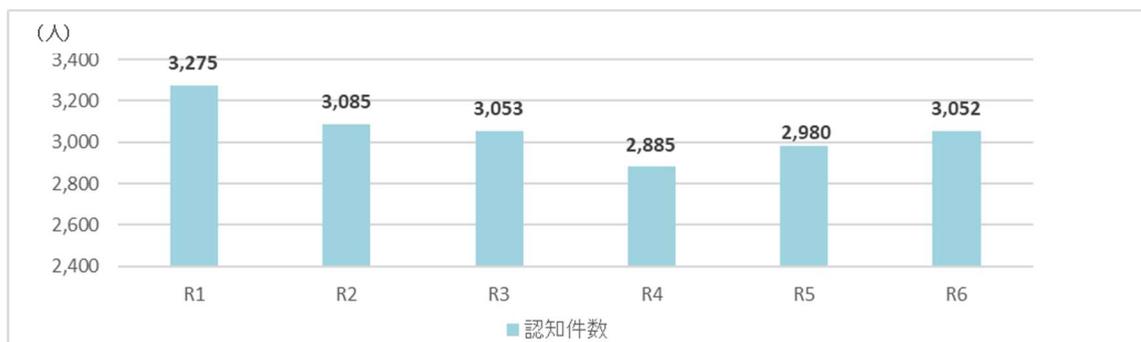
2 犯罪に関する現状

(1) 犯罪者の状況

① 刑法犯の認知件数

県内の刑法犯の認知件数は令和4年(2022年)までは減少傾向にありましたが、令和6年(2024年)は3,052人となり、2年連続で増加しております。

■山形県の刑法犯の認知件数の推移 〈山形県警察〉



② 刑法犯の犯罪種別

令和6年(2024年)に県内で検挙された刑法犯1,319人のうち、凶悪犯(殺人、強盗等)は17人、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)は465人、窃盗犯は586人、知能犯(詐欺、横領等)は84人、風俗犯(わいせつ罪等)は56人、その他(住居侵入、器物損壊等)が111人でした。

前年と比べると、粗暴犯の割合が減少する一方で、風俗犯の割合が増加しています。

■山形県の罪種別刑法犯検挙人員の比較 〈山形県警察〉

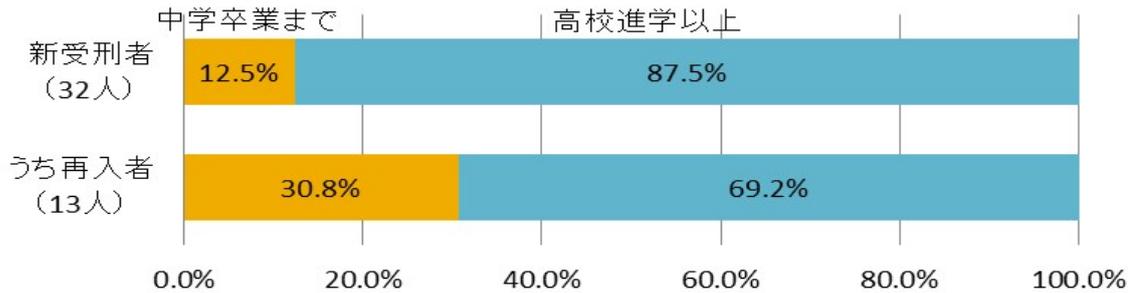
区分	R5		R6	
	検挙人員	割合	検挙人員	割合
刑法犯総数	1,303	100	1,319	100
凶悪犯	20	1.5	17	1.3
粗暴犯	521	40.0	465	35.3
窃盗犯	580	44.5	586	44.4
侵入窃盗	32	2.5	36	2.7
乗り物盗	38	2.9	33	2.5
非侵入窃盗	510	39.1	517	39.2
知能犯	82	6.3	84	6.4
風俗犯	14	1.1	56	4.2
その他の刑法犯	86	6.6	111	8.4

③入所受刑者の犯罪時の高校進学率

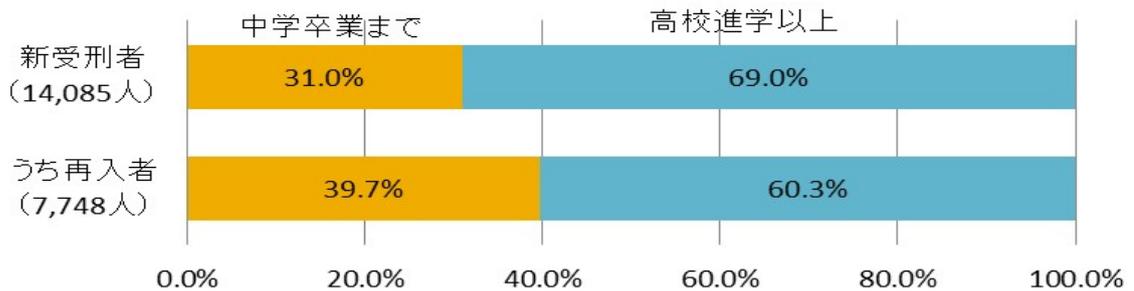
本県の令和5年の高校進学率は99.3%と、中学校卒業生のほとんどが高等学校に進学する状況にあります。本県に居住していた「新受刑者」（新たに入所した受刑者）のうち高校に進学しているのは87.5%となっています。しかし、このうちの「再入者」の高校進学者は69.2%と低くなっています。

全国における新受刑者の高校進学者の割合は69.0%、このうちの再入者の割合は、60.3%となっています。

■山形県における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（R5）〈東北矯正管区〉



■全国における入所受刑者の犯罪時の高校進学率（R5）〈東北矯正管区〉



(2) 再犯に係る状況

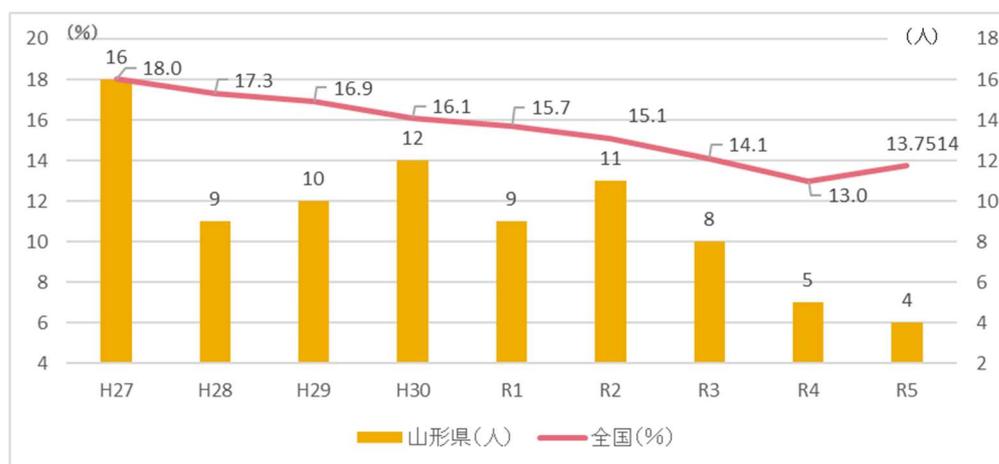
① 2年以内の再入率

国の「再犯防止に向けた総合対策」において、「出所受刑者の『2年以内の再入率』を令和3年(2021年)(令和2年出所者)までに16%以下にする」との数値目標を設定しているところ、令和5年(2023年)(令和4年出所者)は13.7514%となり当該目標を達成しています。

また、2年以内再入者数は、山形県では平成27年が16人とピークでしたが、令和5年(2023年)(令和4年出所者)には4人まで減少しています。

■ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率(再入所に係る犯行時の居住地)推移

〈法務省〉



② 高齢者の検挙の状況

全国においては、令和6年の65歳以上の高齢者による刑法犯検挙者は41,070人、刑法犯検挙総数に占める高齢者の割合は、21.4%となっています。

本県においては、刑法犯検挙者1,319人に占める65歳以上の高齢者は379人となり、割合は28.7%と全国と比較して高くなっています。

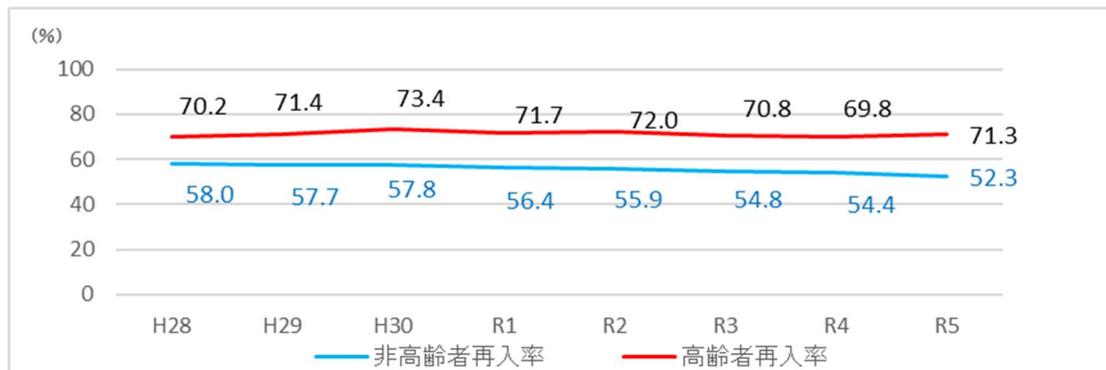
■ 刑法犯検挙者のうちの高齢者数及び高齢者率(山形県警察)

区分	山形県			全国		
	R5	R6	対前年比	R5	R6	対前年比
検挙者						
刑法犯検挙者数(人)	1,303	1,319	101.2	183,269	191,826	104.7
うち高齢者数(人)	348	379	108.9	41,099	41,070	99.9
高齢者割合(%)	26.7	28.7		22.4	21.4	

③高齢者の再犯の状況（受刑者）

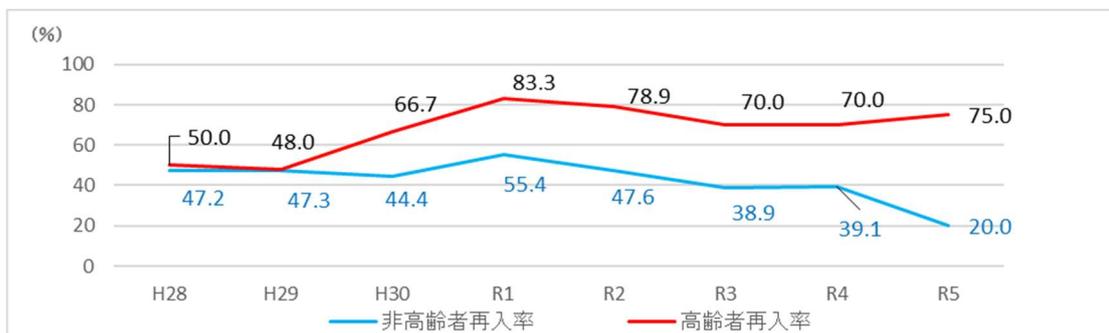
全国においては、65歳以上の高齢受刑者の再入率は、70%前後で推移しており、令和5年は71.3%であり、前年と比較して1.5ポイント増加しています。

■全国における高齢者（65歳以上）の再入率の比較〈東北矯正管区〉



本県においては、令和5年の高齢受刑者（65歳以上）の再入率は75.0%で、前年より5.0ポイント増加しており、非高齢受刑者の再入率より高い割合になっています。

■山形県における高齢者（65歳以上）の再入率〈東北矯正管区〉



山形県	R1	R2	R3	R4	R5
非高齢者新受刑者(人)	56	42	54	23	20
非高齢者再入者(人)	31	20	21	9	4
非高齢者再入率	55.4%	47.6%	38.9%	39.1%	20.0%
高齢者新受刑者(人)	12	19	20	10	12
高齢者再入者(人)	10	15	14	7	9
高齢者再入率	83.3%	78.9%	70.0%	70.0%	75.0%

③再犯時の就労状況

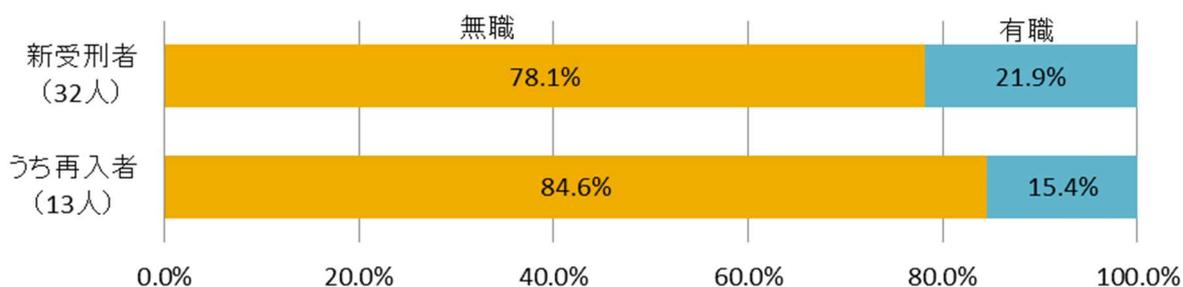
令和5年における犯罪時の居住地が山形県であった新受刑者の78.1%が無職であった者となっています。また、再入者は、84.6%が無職であった者となっています。

平成30年の再入者で無職であった者の割合は73.3%であったため、無職であった者の割合が5年前より11.3%も増加しています。

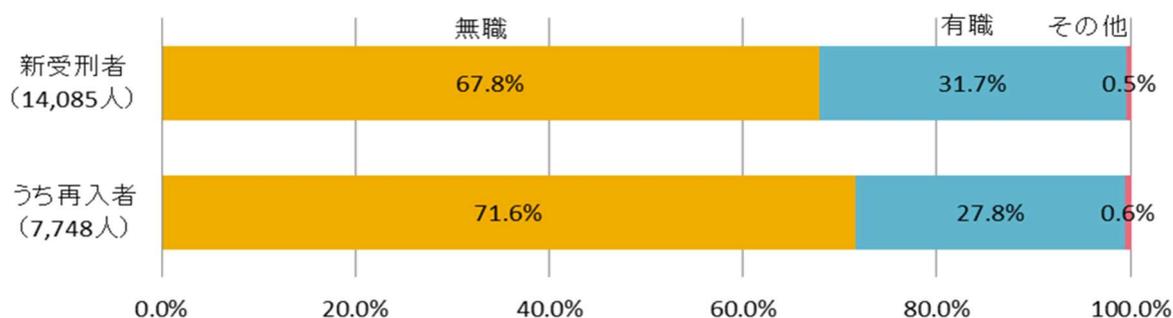
全国では、新受刑者の67.8%、再入者の71.6%が無職であった者となっており、平成30年の再入者で無職であった者の割合(72.0%)とほぼ変化がありません。

再入者は、新受刑者全体と比べ、無職であった者の割合が高い傾向にあります。

■本県の新受刑者の就労状況 (R5) 〈東北矯正管区〉



■全国の新受刑者の就労状況 (R5) 〈東北矯正管区〉



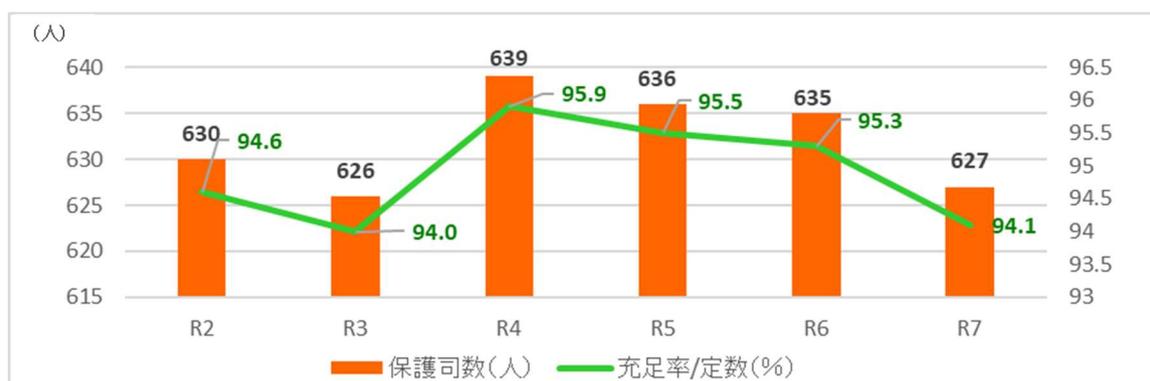
3 再犯防止に係る状況

(1) 保護司の状況

令和7年1月1日における山形県の保護司の充足率は94.1%（保護司定数666人に対する保護司の数は627人）で、全国の保護司充足率87.7%と比べて高くなっています。

保護司の平均年齢は、全国と同様横ばい傾向にあります。

■山形県の保護司の人数、充足率の推移（各年1月1日）〈山形保護観察所〉



■保護司の平均年齢（各年8月1日現在）〈山形保護観察所〉

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
山形県平均	65.8歳	65.8歳	66.1歳	66.1歳	65.8歳
全国平均	65.1歳	65.2歳	65.4歳	65.6歳	65.5歳

(2) 協力事業主の状況

山形県の協力事業主（※）は、令和6年10月1日現在426社で、5年前から42社増えています。しかし、実際に雇用している協力事業主は6社にとどまっています。

■本県の協力事業主の状況（各年10月1日現在） 〈法務省〉

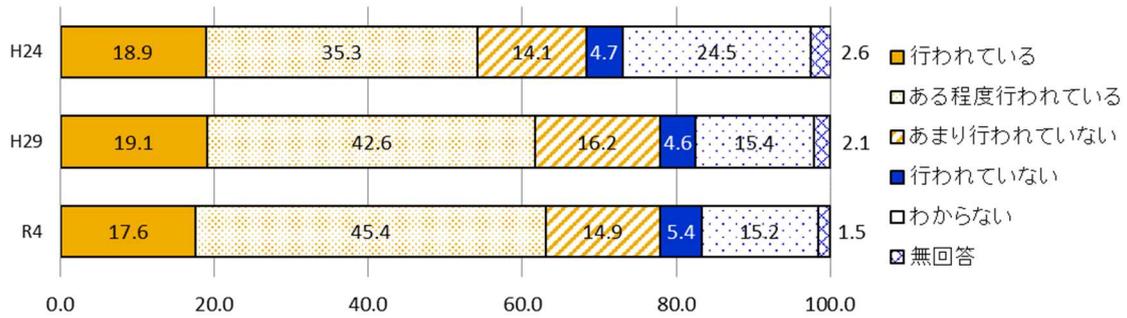
	令和元年			令和6年		
	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数	協力事業主数	うち実際に雇用している協力事業主数	協力事業主に雇用されている出所者数
山形県	384	15	20	426	6	6
全国	23,316	1,556	2,231	25,164	801	1,183

※犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

(3) 地域のつながり

令和4年に県内在住の満18歳以上の個人2,500人を対象に実施したアンケート調査によると、地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動が行われているのは63.0%（「行われている」(17.6%)と「ある程度は行われている」(45.4%)の合計）となり、前回（H29・61.7%）と比べ1.3ポイント増加しています。（H24・H29は満20歳以上、R4は満18歳以上を調査）

■地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況（R4 県政アンケート調査）



第3章 計画の基本方針等

1 基本方針

再犯防止推進法の基本理念や政府の第二次再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、本県の実情に応じた、再犯防止施策を推進していくこととします。

2 基本目標

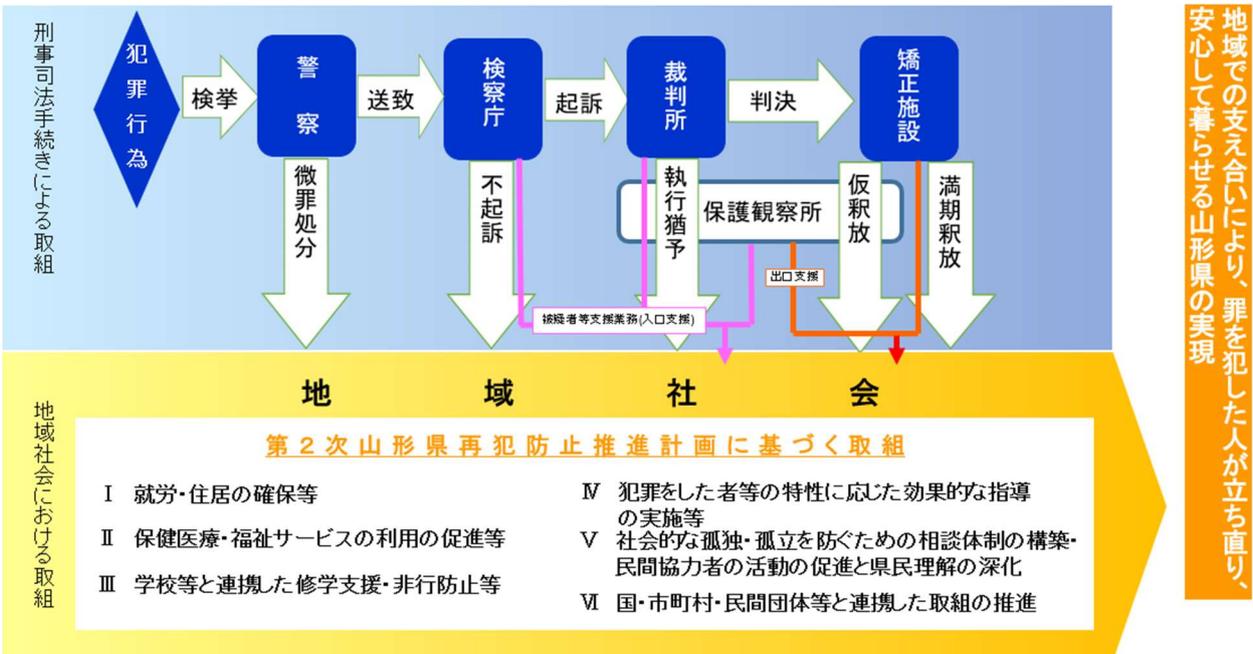
頼る人や居場所がなく、地域社会において孤立しやすい「犯罪をした者等」が再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、円滑な社会復帰につなげていくことが重要です。

本県の強みとなっている地域における住民同士の助け合いや支え合い活動などの地域コミュニティ機能を活かし、刑事司法手続き等の段階に応じた適切な支援を行うことにより、「生きづらさ」を抱え、罪を犯した人誰もが立ち直り、犯罪がなく、県民が安心して暮らしていくことのできる山形県を目指します。

そのため、以下の基本目標を掲げ、市町村や関係機関と連携しながら、各施策を推進していきます。

地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、社会的に孤立することなく安心して暮らせる山形県の実現

■本県における再犯防止に向けた支援イメージ



3 成果指標

計画最終年度（令和 12 年度）における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を 476 人以下とすることとします。

〈成果指標設定の考え方〉

政府の目標設定の考え方を踏まえ、直近値（令和 6 年）の刑法犯検挙者中の再犯者数 529 人から 10%以上減少させる。

4 施策の展開方法

本計画は、「6つの柱」と基本的方向を示した「13の施策」に基づいて推進していきます。

柱Ⅰ 就労・住居の確保等

- 1 就労の確保等
- 2 住居の確保等

柱Ⅱ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- 1 高齢者又は障がいのある者等への支援等
- 2 薬物等依存の問題を抱える者への支援等

柱Ⅲ 学校等と連携した修学支援・非行防止等

- 1 学校等と連携した修学支援の実施等
- 2 学校等と連携した非行防止の実施等

柱Ⅳ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
- 2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

柱Ⅴ 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化

- 1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築
- 2 ボランティア等民間協力者の活動への支援
- 3 広報・啓発活動の推進

柱Ⅵ 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 市町村や地域における取組の促進

第4章 施策の柱と具体的施策

以下の6つの柱について、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの取組を共有化し、連携して進めていきます。

I 就労・住居の確保等

課題等

- 満期出所予定者が社会復帰にあたり、「仕事」「住居」に不安を感じており、不安感を解消するため、これらの支援を強化していく必要があります。
- 刑務所出所者等の雇用拡大、協力雇用主の拡充に当たっては、企業側にその必要性を理解してもらう必要があるため、企業に対し、刑務所出所者等を取り巻く現況や協力雇用主に関することについて、周知活動を行っていく必要があります。
- 刑余者も対象となる「住宅確保要配慮者居住支援」に関する認知度は低く、「居住支援セミナー」を開催し、理解促進に努める必要があります。

1 就労の確保等

○県の取組	
就労が可能な生活困窮者や生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーや、自立相談支援機関等の支援員が、ハローワーク等関係機関との連携のもと、就労情報の提供やハローワークへの同行訪問など就労に向けた支援を行い、自立につなげます。	地域福祉推進課
生活困窮者に対し、自立相談支援機関の相談支援員や就労支援員が、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労等の支援につなげます。また、引きこもり状態であるなど社会との関わりに不安があり、すぐには一般的な就労が困難と思われる者に対して、対人関係の改善や生活習慣確立のための生活訓練、職業体験の実施など、就労準備として個々の課題に応じた基礎能力の形成に向けた支援を行い、自立につなげます。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。	地域福祉推進課

○県の取組	
<p>農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」を推進し、障がい者の就労機会の確保に取り組むとともに、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。</p>	障がい福祉課

<取組の紹介> 【農福連携推進事業の取組】

県では、農業者の高齢化や担い手不足という課題を抱える農業分野と、障がい者の就労機会の拡大などの課題を抱える福祉分野とが連携することで、それぞれの課題解決を図ることを目的に、農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」の推進に取り組んでいます。

また、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。

■農福連携による大豆畑の除草



○県の取組	
<p>生活に困窮した離職者や求職者の相談に対応し、生活・就労支援を実施する「山形県求職者総合支援センター」及び若者の就職や職場定着等を支援する「山形県若者就職支援センター」を運営しています。また、山形県求職者総合支援センター及び山形県若者就職支援センターの両機関とハローワークが連携してワンストップで生活支援から職業紹介まで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」を県内4地区に設置しています。</p>	雇用・産業人材育成課
<p>建設工事の競争入札参加資格審査において、協力事業主として登録したうえで「保護観察所における事業所見学会・職場体験講習の受入」や「保護観察又は更生緊急保護対象者の雇用」を行った場合に山形県独自に評価点を付与し、保護観察者等の雇用を促進します。</p>	建設企画課
<p>服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。</p>	警察本部 組織犯罪対策課

○県の取組	
就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。	警察本部 組織犯罪対策課
○国の取組	
刑務所出所者等の雇用機会確保に資する取組として、対象となる者を雇用し、適当な技能や生活習慣等の体得に向けた指導・助言を行った協力雇用主に対し、奨励金を支給します。支給に当たっては要件を精査し、適期かつ確実な事務に当たります。	山形保護観察所
山形県商工会議所連合会や山形労働局、ハローワーク山形、山形刑務所、山形県就労支援事業者機構との連携のもと、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を開催し、地域の広範な業界団体・企業の出所者等への就労支援に対する理解を深め、幅広い業種における就労の受け皿確保に向けた取組を推進します。	山形保護観察所
社会復帰後の就労に向けた職業訓練を実施するとともに、矯正施設に協力雇用主を招へいし、受刑者に事業内容や雇用形態を説明する就労支援説明会を実施するなど、関係機関と連携した就労支援を推進します。	山形刑務所

○国の取組

刑務所や少年院の出所者等の就労の確保に向け、「コレワーク東北」（矯正就労支援情報センター）では、事業主に対する雇用情報の提供や採用手続の支援、各種支援制度の案内等、事業主と出所者等をつなぐ取組を進めています。

東北矯正管区

<取組の紹介> 【矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援】

全国の刑務所入所受刑者のうち、無職者の再入者は、有職者に比べて約3倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れていただく事業主と受刑者等をつないでいけるような取組を行っています。



【コレワークの主なサービス】

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

採用手続支援サービス

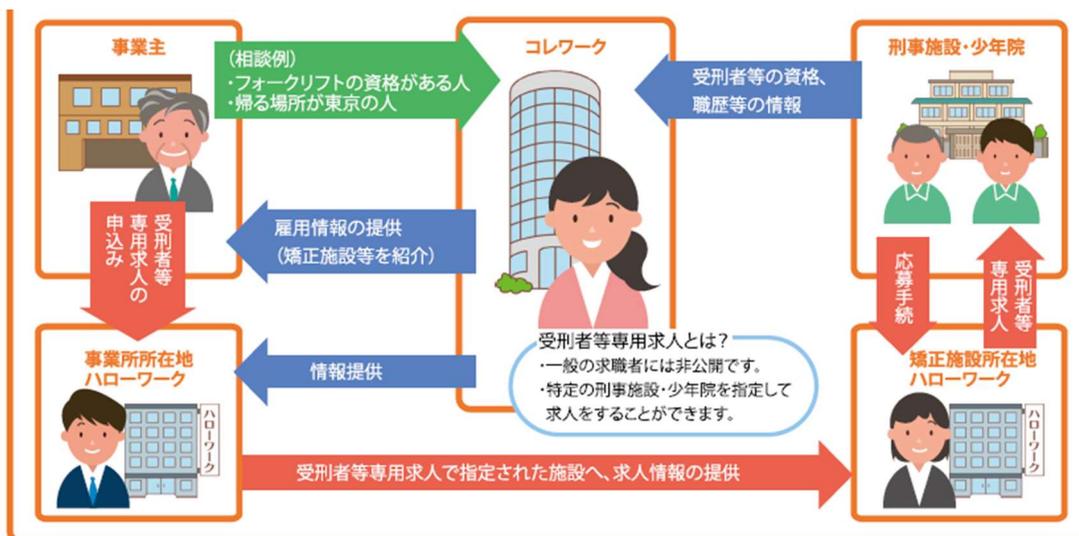
- 求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供
- 採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

雇用情報提供サービスの流れ

- 全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介



【お問い合わせ先】

東北矯正管区 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
 電話 0120-29-5089
 メール corrework-tohoku@i.moj.go.jp



○民間団体の取組	
刑務所出所者等を雇用する企業や団体等に対し、その雇用を維持・促進するため、作業着等の準備・購入等に関する支援、入職時に必要となる健康診断の実施に係る支援などを行います。	山形県就労支援事業者機構
刑務所出所者等に対する就労支援の一環として、企業側の理解促進に向けた取組のほか、保護観察所と連携し、協力雇用主の登録数拡大に向けた取組を行います。	山形県就労支援事業者機構
ハローワークや協力雇用主を活用した就労支援、関係機関と連携した農業や林業分野への就労の開拓を推進します。	羽陽和光会

2 住居の確保等

○県の取組	
離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を一定期間支給し、安定した居住環境の確保を支援します。	地域福祉推進課
矯正施設からの出所者等住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録件数を拡大します。また、住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う居住支援法人や福祉機関と連携したセーフティネット住宅への円滑な入居に向けた取組を推進します。	建築住宅課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
○国の取組	
更生保護法人及びその他関係団体と連携し、親族等のもとに帰住できない者の中間的・一時的住居の確保に努めるとともに、中間的住居等の退所後も安定した生活基盤を維持できるよう、助言・指導、調整などの支援を行います。	山形保護観察所
居住支援法人と更生保護関係団体との間の連携体制構築及び強化、住宅確保要配慮者、とりわけ保護観察対象者等の円滑な住居確保に向けた取組を推進するため、協議会を設置し、運営します。	山形保護観察所

○民間団体の取組	
<p>帰住先のない矯正施設等から出所した者に対して、保護観察所の委託を受けて、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のための生活指導を行うことにより、円滑な社会復帰を支援します。</p> <p style="text-align: center;">■食事の提供</p> 	羽陽和光会
<p>社会復帰のために施設を退所した後も、必要に応じて訪問などのフォローアップを継続して行うことにより、地域への定着を支援します。</p>	羽陽和光会
<p>矯正施設等から出所した者は、生活の場としての住まいの確保が重要です。賃貸住宅等の住まい探しの支援や、身元保証や債務保証に関する支援も行っています。賃貸住宅等に入居後も定期的な訪問や連絡をするなど、「つながる見守りサービス」を提供します。</p>	山形県地域包括支援センター等協議会

<取組の紹介> 【一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会における関係機関と連携した取組】

令和6年3月に、山形県から「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定を受け、同年4月から業務を開始しています。相談エリアは、現在山形市のみ限定しています。

民間住宅の確保等が困難な「刑余者」「障がい者」「生活困窮者」「高齢者」「外国人」などの方に対し、住まい探しの支援や、入居後も「つながる見守りサービス」を提供しています。

円滑な居住支援を行うには、多くの関係機関との連携が不可欠です。例えば、刑余者の住まい探しの場合は、山形保護観察所や、更生保護法人羽陽和光会、地域定着支援センターなどと緊密な連携が必要です。また、精神障がい者からの相談も多く、精神科の主治医や精神保健福祉士、障害者相談支援センター、地域生活支援センター、訪問看護事業所等などの多くの機関との繋がりが重要です。

加えて、親族との関係が薄く、緊急連絡先や身元引受人がいない方も多いため、行政や社会福祉協議会との緊密な関わりや、居住支援に対して理解のある身元保証会社、不動産会社と連携しています。



II 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

課題等

- 高齢者の再入率が高い傾向にあることや、また知的障がいのある受刑者の再犯に至るまでの期間が短いことを踏まえ、高齢や障がいがあるなど福祉的なケアが必要な方に対して、矯正施設入所中から福祉サービス利用等に係る調整を行い、適切な福祉サービスの提供を受けられるよう、地域社会への復帰に向けたソフトランディングさせる仕組み作りが必要です。
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向け、対象者の特性に合わせた治療や支援を継続的に行う必要があります。

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

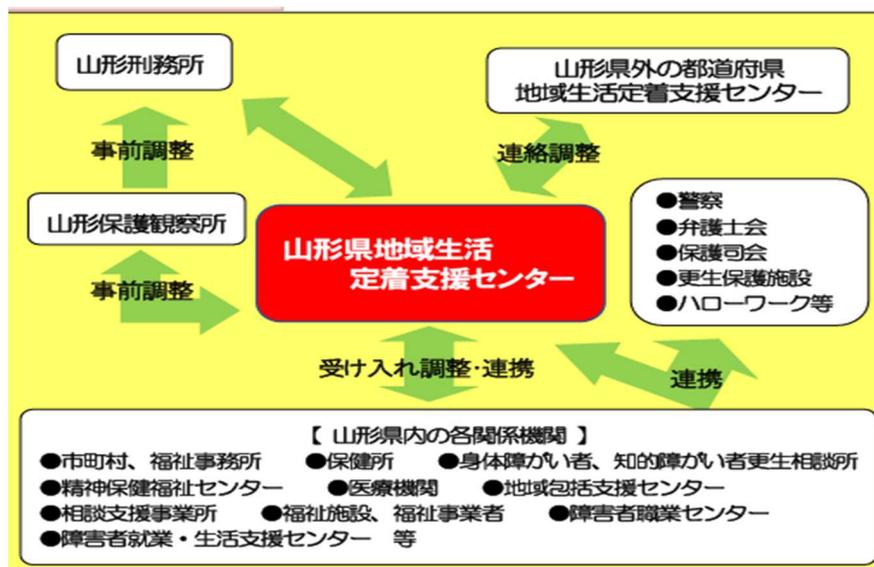
○ 県の取組

山形県地域生活定着支援センターは、矯正施設（刑務所等）から退所又は釈放され、福祉の支援を必要とする高齢者や障がい者が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の「橋渡し」を行い、安心・安全に地域生活を送れるよう支援を行います。

地域福祉推進課
（山形県地域生活定着支援センター）

<取組の紹介> 【定着支援センターによる関係機関と連携した支援】

山形県地域生活定着支援センターでは、県の委託を受け、高齢または障がいにより福祉的な支援を必要とする罪に問われた人等に対し、矯正施設（刑務所等）から退所後、または刑事手続きの入口段階にある人が釈放された後、直ちに、福祉サービス等を利用することができるよう社会復帰を支援しています。



○県の取組	
県内の民生委員全員を対象とした研修会を通して、犯罪をした者等の支援に関する情報提供を行い、相談できる環境の整備を推進します。	地域福祉推進課
経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額な料金で診療を受けることができる「無料低額診療事業」を実施する医療機関について、県のホームページの掲載や生活困窮者相談窓口等でのパンフレットの配布により、積極的に周知します。	地域福祉推進課
地域包括支援センター職員の資質向上に向けて、新任者や現任者に対する研修会等を実施します。	高齢者支援課
認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者等、必要な人が成年後見制度を利用できるような環境をつくるため、市町村職員等を対象とした研修会の開催や関係団体との協議会の開催等を実施し、市町村の成年後見制度利用促進に係る取組を支援します。	高齢者支援課
高齢社会の現状や、高齢者の生きがいづくりや支え合い活動等の必要性を学ぶための講座の開催、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）向けの研修を開催します。	高齢者支援課
県内各保健所において、医療の継続や地域での生活継続に支援が必要な精神障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関（保護観察所、医療機関、市町村、障がい福祉サービス事業所等）へつなぐなどの支援を行います。	障がい福祉課
多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、支援の入口である相談支援において、就労、傷病、障がい、住居、家計など相談者の抱える様々な課題を把握したうえで、状況に応じて住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・子どもの学習生活支援等のほか、高齢者・障がい者・児童等各支援機関との連携やその他社会資源の活用等により包括的な支援を行います。	地域福祉推進課
生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーが定期的な訪問調査等により生活状況や課題等の把握を行い、利用可能な福祉サービスや支援制度、社会資源の活用等について助言・指導を行うことで、自立や生活の安定に向けた支援を行います。	地域福祉推進課

○国の取組	
<p>刑事施設に収容されている高齢又は障害を有する者で、適当な帰住予定地のない者が釈放された後、必要な福祉サービスを受けられるよう、関係機関と連携し調整します。</p>	山形刑務所
<p>高齢又は知的、発達上及び精神上の障がいにより自立した生活が困難な者に対して、認知機能及び身体機能の維持・向上、対人スキルの付与、精神障がいからの回復又は軽減などを目的として、脳トレーニングや軽運動等心身の健康の増進につながる指導を行います。</p>	山形刑務所
<p>矯正施設入所中の者のうち、高齢又は障がいがあり出所後に適当な帰住先が確保されていない者を対象に、その希望に基づき、出所後の円滑な福祉サービス利用に向けた調整（「特別調整」）を山形県地域生活定着支援センター等と連携して行います。</p>	山形保護観察所
○民間団体の取組	
<p>「福祉のまちづくり」である地域福祉を推進するため、相談支援やボランティア等の地域福祉活動のコーディネート、地域住民の交流・社会参加を目的とする「ふれあい・いきいきサロン」等の居場所づくり、低所得者への貸付、福祉サービスの利用援助等を行い、高齢者又は障がい者等を含め地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできるよう支援を行います。</p>	山形県社会福祉協議会
<p>民生委員・児童委員の活動において、常に住民の立場に立ち、様々な生活課題を抱える地域住民に寄り添い、相談援助活動を行います。</p>	山形県民生委員児童委員協議会
<p>民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。</p>	山形県民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員による活動強化週間のPR活動



○民間団体の取組	
<p>会員施設における知的障がいのある矯正施設出所者等の受入を促進するため、職員の研修会参加促進等による理解の深化に努めます。山形県地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を図っていきます。</p>	<p>山形県知的障害者福祉協会</p>
<p>行政や病院、他の福祉関係者と連携を図り、個別支援計画を作成し、入所者の状況に応じた適切な支援を実施するとともに、生活の基盤を整え、矯正施設出所者等が地域で再び生活するための支援を行います。</p>	<p>山形県救護施設連絡協議会</p>
<p>罪を犯した者が孤独や孤立、居場所がないなどのために再び罪を犯すことのないよう、地域で高齢者が主体的に行っている老人クラブの「生活を豊かにする活動」と「地域を豊かにする社会活動」のなかで、見守り寄り添うなどの支援活動を行います。</p>	<p>山形県老人クラブ連合会</p>
<p>医療措置や手続きのため、医療機関・福祉機関等への同行支援及び関係機関との連絡・調整を実施するなど、必要に応じた支援を行います。</p>	<p>羽陽和光会</p>
<p>福祉施設等の利用者の権利を守るため、電話や来所による権利擁護に関する相談を受け、関係機関等へつなぐ相談援助を行います。</p>	<p>山形県社会福祉士会</p>

2 薬物等依存の問題を抱える者への支援等

○県の取組	
<p>薬物に関する相談窓口を県内各保健所の医薬事担当に設置し、薬物乱用に関する困りごとについて相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。</p>	<p>健康福祉企画課</p>
<p>県内各保健所の精神保健福祉相談及び精神保健福祉センターにおいて、薬物等の依存症患者及びその家族からの相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>依存症の相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、精神科医や専門職による依存症相談会を実施します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>地域で依存症の専門医療を提供する医療機関を依存症専門医療機関として選定し、専門性の高い医療の提供と相談機関や民間団体と連携した依存症患者への支援の取組を推進します。</p>	<p>障がい福祉課</p>

○国の取組	
薬物事犯で保護観察となった者に対し、認知行動療法をベースとした「薬物再乱用防止プログラム」や任意の簡易薬物検出検査を実施するほか、必要に応じ、自助グループや精神科医療機関等につなげるよう努め、薬物依存症からの回復と再発の防止（再使用の防止）を図ります。また、地域支援連絡会議を開催し、回復支援のネットワークを強化します。	山形保護観察所
薬物依存の認識及び薬物使用の問題を理解させたうえで、断薬への動機づけを促進するとともに、カウンセラーや民間団体（ダルク等のミーティング）の協力を得ながら、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるための指導を行います。	山形刑務所
○民間団体の取組	
医療機関や関係機関と連携し、施設利用者が共同生活をしながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」を実践するとともに、依存者等に対する通院調整等の治療サポートを行い、利用者の薬物等依存からの脱却による社会復帰を支援します。	NPO 法人 Comfy
矯正施設等入所中又は、保護観察中の薬物事犯者に対し、薬物依存離脱指導（ミーティング）や個別面談等により、出所後円滑に社会生活を送るための助言等を行うとともに、医療機関との連携による薬物乱用防止プログラムを実施します。	NPO 法人 Comfy
薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、薬物依存の改善に関する医療や援助が適切に確保されるよう地域の援助機関として、医療機関や関係機関、民間支援団体との連携を進めます。	NPO 法人 Comfy
薬物乱用防止に向け、学校や関係機関等で講演を行うなどにより、普及啓発に取り組みます。	NPO 法人 Comfy
依存からの脱却を図るため、医療機関への同行支援、ダルクへの参加、保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラムの活用を実施します。	羽陽和光会

■薬物依存離脱プログラム（NPO 法人 Comfy）



Ⅲ 学校等と連携した修学支援・非行防止等

課題等

- 再入者の高校進学率が低い傾向にあることなどから、学齢期に関しては通学復帰を目指した取組を行い、適切な学習機会の提供が重要です。
- 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防止するためには、学校や地域の様々な関係団体による非行未然防止の取組を一層充実させていく必要があります。
- SNSを介した犯罪被害や若年層への薬物の広がりなど、多様化・複雑化した課題に対応した普及啓発を行っていく必要があります。

1 学校等と連携した修学支援の実施等

○県の取組	
小・中学校及び義務教育学校の生徒指導担当教員を対象とした、いじめ・不登校防止連絡協議会を各教育事務所で年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図ります。	義務教育課
不登校の未然防止を目的とする「発達支持的生徒指導」や「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組を行い、不登校の新規数の抑制や早期発見・早期対応による不登校児童生徒数の減少に努めます。	義務教育課

<取組の紹介>【いじめ・不登校未然防止推進事業】

4つの教育事務所で小・中学校及び義務教育学校の生徒指導担当教員を対象とした「いじめ・不登校防止連絡協議会」を年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図っています。各教育事務所で、いじめ・不登校の未然防止についての地区の課題等に応じた内容で協議会を実施しています。

置賜地区の研修では「“チーム学校”としていじめに向き合うために～いじめを重大事態化させない初期対応について～」の演題で講演・協議を行いました。神田外語大学の嶋崎先生の豊富な経験に基づいた事例を交えながらの講話と協議を通して、リスクマネジメントやクライスマネジメント、再発防止のためのナレッジマネジメントについて理解を深めました。

このような各地の協議会に参加した教員が、所属校で研修の内容や学んだことを報告・共有することにより、各学校のいじめ・不登校の未然防止を推進しています。



○県の取組	
問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等と連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。	高校教育課
高等学校等を中途退学した生徒に対して、「高等学校等修学支援金」等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。	高等教育政策・学事 文書課 教育政策課
○民間団体の取組	
山形保護観察所の委託を受け、青少年の保護観察対象者に対し、生活習慣の改善及び食生活の改善、各学校との連携による通学支援や学習支援等の活動を通してその更生を支援します。	東北青少年 自立援助センター 蔵王いこいの里

2 学校等と連携した非行防止の実施等

○県の取組	
「いじめ・非行をなくそう」や「やまがた県民運動」や「大人が変われば子どもも変わる」県民運動において各種啓発活動を実施するとともに、各種団体・事業所等が集まるセミナーや会議等を開催し、青少年の非行防止に向けた機運醸成と環境整備を推進していきます。	多様性・女性若者 活躍課

<取組の紹介>【青少年健全育成関連の県民運動への取組】

山形県では、青少年健全育成に向け、「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」と「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の2つの県民運動を展開しています。

「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動では、毎年いじめ・非行防止に関する標語とポスターデザインを募集し、優秀作品を表彰しています。また、いじめ・非行防止セミナーやインターネット研修会のほか、青少年健全育成に関わる業界団体との環境づくり懇談会を開催しています。

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動では、こどもたちが心身とも健やかで、人間性豊かに成長するために、あいさつ見守り活動やモラル・マナーの向上運動等を推進しています。

■いじめ・非行防止ポスター



■環境づくり懇談会



○県の取組

<p>県内全中学校及び小学校6校にスクールカウンセラーを配置することで相談体制の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、初期対応を的確に行っていきます。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>県内4教育事務所に青少年指導担当とエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校等の要請に応じて、非行防止に関する助言や、問題行動等の未然防止に関する講演等を実施します。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>各教育事務所、県教育センター、義務教育課の担当による生徒指導担当指導主事会議に、オブザーバーとして県警察本部の担当者を招き、非行防止等について協議を行うなど、連携を進めます。</p>	<p>義務教育課</p>

○県の取組	
<p>児童生徒の育成に関わる関係部署や警察等により構成される青少年健全育成月例懇談会などを通して、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る情報を関係機関と共有し、共通理解のもとで、指導していきます。</p>	<p>義務教育課・高校教育課</p>
<p>「山形県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題等に適切に対応し、ネットモラル教育を推進するなど、生徒が良好な人間関係を構築し、安心して学校生活を過ごすことができるようにします。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>退学する生徒に対し、その後の非行を未然に防止するため、高等学校卒業程度認定試験や就職・就労等に関する情報提供を行います。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>過去に非行少年として関わりがあり、周囲の環境や自身の問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性があるとして認められる少年を対象として、保護者からの同意のもと、継続的な指導や助言などにより、少年の立ち直りを支援します。</p>	<p>警察本部 人身安全少年課</p>
○国の取組	
<p>山形少年鑑別支所に併設している「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪の防止に関する課題や、思春期の子どもたちや青年期の方たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、以下のような依頼に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行・犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどの相談 ・非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用して、対象者の心理的な理解や指導に役立てていくよう、関係機関との事例検討会の実施や参加 ・関係機関等に対する非行や子育ての問題についての研修・講演や、児童・生徒の年齢等に合わせて、少年事件の手続の流れを理解し、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引き等）を防止するための法教育（出前授業を含む）の実施 ・相談内容に応じ、性格検査や適性検査など適当な各種心理検査の実施や、性非行防止プログラムや暴力防止プログラムなどを用いた非行・犯罪行為を防止するための働きかけの実施 	<p>仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所</p>

<取組の紹介>【非行及び犯罪の防止に関する援助】

山形少年鑑別支所に併設した「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪やそれらにつながる可能性のある問題行動を防止するため、本人や家族、教職員などの支援者からの相談に対応しています。

例えば、思春期・青年期の方たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用し、問題行動の背景や心理メカニズムを見立て、支援方針を助言することや、そのために必要な心理検査の実施、問題行動を繰り返さないためのワークブックの実施等の支援を行っています。

(ご相談の流れの一例)



(ワークブックの例)



○民間団体の取組

子どもの登下校時の見守り活動、手作り紙芝居の展示、絵本の読み聞かせ活動などを通じ、子どもたちの様子や反応、地域の実情などを直接把握・確認しながら青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を進めます。併せて、学校等と連携し、長期休暇期間中の夜間巡回指導などに当たります。

山形県更生保護
女性連盟

■山形県更生保護女性連盟による見守り活動



○民間団体の取組

非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。

山形県 BBS 連盟

IV 犯罪をした者等の特性等に応じた効果的な指導の実施等

課題等

- 令和6年(2024年)に県内で検挙された刑法犯1,319人のうち、凶悪犯(殺人、強盗等)は17人、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)は465人、窃盗犯は586人、知能犯(詐欺、横領等)は84人、風俗犯(わいせつ罪等)は56人、その他(住居侵入、器物損壊等)が111人でした。前年と比べると、粗暴犯の割合が減少する一方で、風俗犯の割合が増加しています。
- 犯罪をした者等に対しては、罪種ごとに認められる特徴や対象者の特性(性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等)に応じた効果的な指導等を行うことが重要であります。
- 起訴猶予、執行猶予等を受けた者のうち、福祉的支援等を必要とする者に対し、福祉的支援を受けていくための協議・調整等を、関係機関と連携して行う必要があります。

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

○県の取組	
発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいの理解促進及び支援体制の構築・強化を図るため、関係機関の職員を対象とした研修会等を行います。	障がい福祉課
服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。(再掲)	警察本部 組織犯罪対策課
就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。(再掲)	警察本部 組織犯罪対策課
性犯罪者の再犯を防ぐため、出所情報に基づき、警察本部と帰住予定地を管轄する警察署による出所者の所在確認等を実施しています。所在確認においては、警察官が対象者の同意を得た上で、定期的に自宅を訪問するなど直接面接する方法により、対象者の自制心、更生意欲の向上を促しています。	警察本部 人身安全少年課

○県の取組

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者に対し、警察官による連絡を行うことにより、近況や被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止を図っています。また、ストーカー行為者等に対して、警察が医療機関等と連携し、同機関でのカウンセリングや治療につなげる取組を行っています。

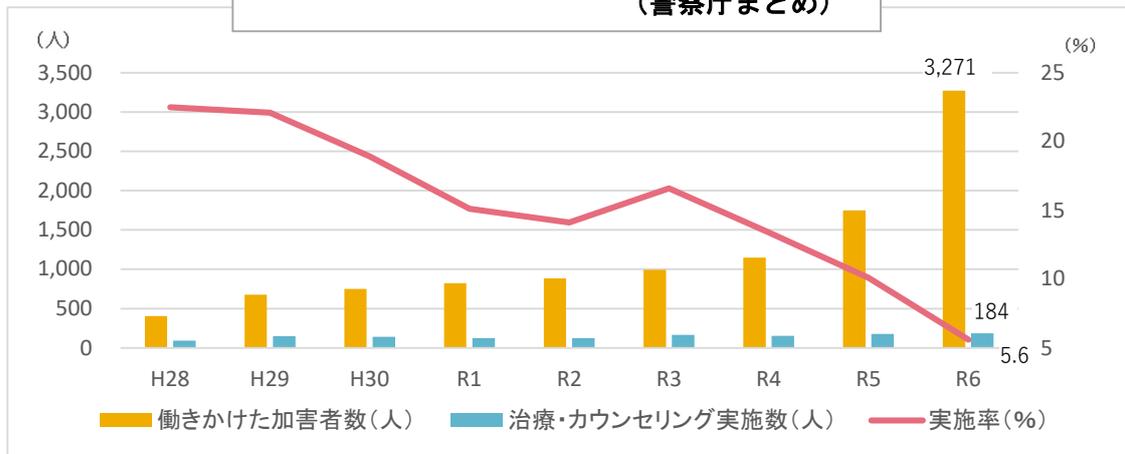
警察本部
人身安全少年課

<取組の紹介> 【ストーカーの再発防止に向けた取組】

ストーカーの再発防止に向けた取組として、本県警察では、ストーカーの加害者に対して精神的治療の有効性を説明し、精神科医のカウンセリングや受診を勧めています。この取組は、平成28年から開始され、ストーカーの加害者に精神科医の受診等を促すものです。

また、加害行為の再発防止を図るため、電話や面談により、ストーカー規制法に基づく禁止命令を受けた加害者の近況等を把握する取組を行っています。この取組は、令和6年5月から開始され、電話や面談などでストーカー加害者の近況を確認することにより、再発防止に向けた助言や指導を行っています。

ストーカー加害者への治療などの働きかけ状況
(警察庁まとめ)

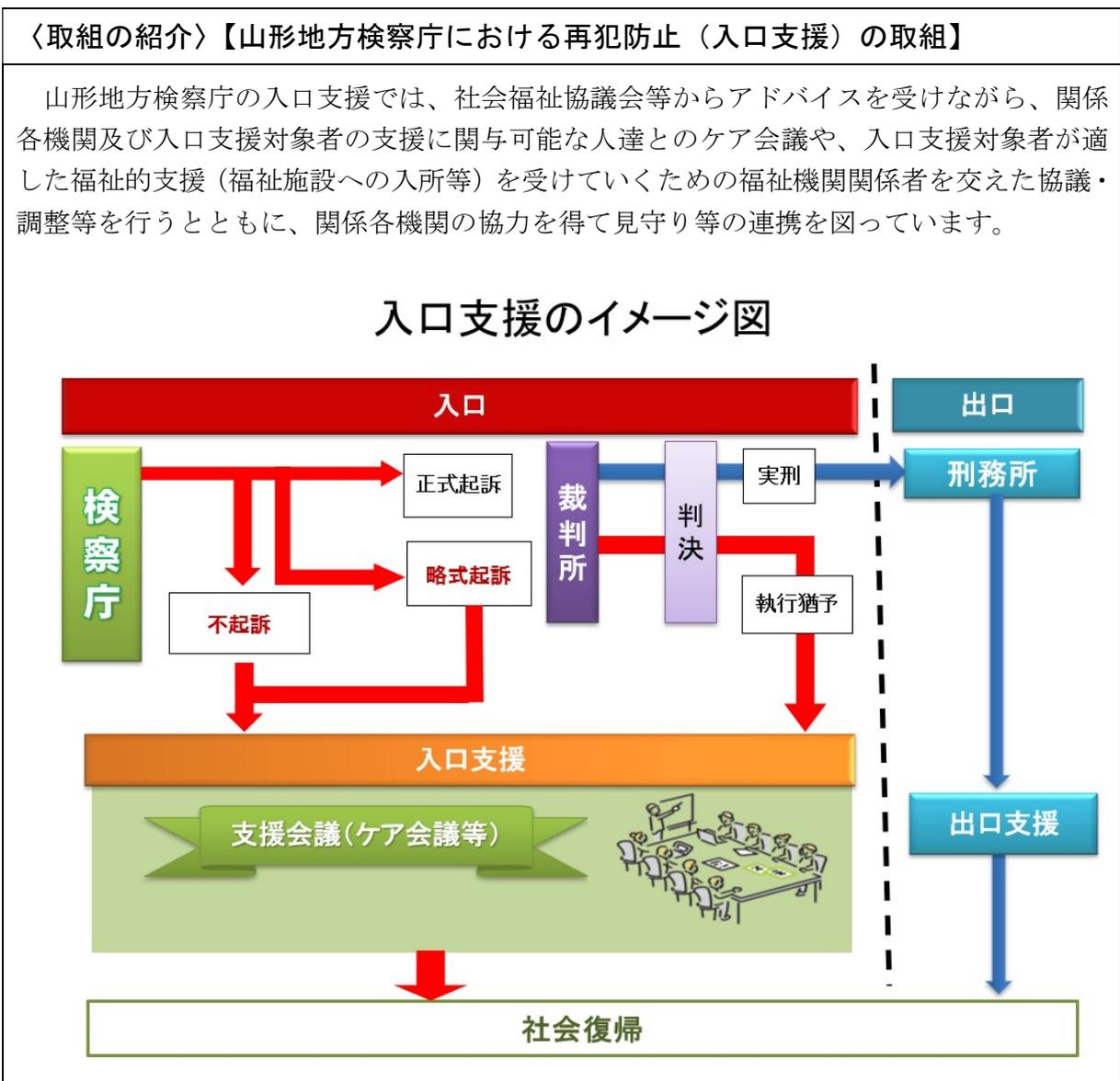


○国の取組	
対象となる者に対し、認知行動療法をベースとした専門的処遇プログラムを受講させ、本人自身が自己の問題性を認識し、主体的に再発（再犯）防止に取り組んでいけるような知識と意識のかん養を目指します。	山形保護観察所
犯罪者に寄り添った更生保護を目指し、心情等聴取・伝達制度のほか、被害者等通知制度を被害者担当保護観察官、同担当保護司が連携のうえ運用し、被害者等に保護観察対象者の現況に関する事項等を適切な時期に通知します。また、必要な者に対しては、「しょく罪指導プログラム」を実施し、被害者等の心情や立場を考えさせ、しょく罪意識のかん養を図ります。	山形保護観察所
性犯罪、生命や身体に重大な被害を与えた犯罪、交通犯罪、アルコールを原因とした犯罪など、犯罪の原因ごとに、改善が必要な者及び社会復帰に支障があると認められる者に対し、計画表に基づき、小集団を編成し、期間を定めて改善指導を実施します。	山形刑務所

2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

○県の取組	
山形県地域生活定着支援センターは、矯正施設（刑務所等）から退所又は釈放され、福祉の支援を必要とする高齢や障がいのある方が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の「橋渡し」を行い、安心・安全に地域生活を送れるよう支援を行います。（再掲）	地域福祉推進課 （県地域生活定着支援センター）
入口支援となる被疑者等支援において、県弁護士会、山形地方検察庁、山形保護観察所、県地域生活定着支援センター及び県による5者協議を年2回実施し、刑事司法手続きや地域帰住等の段階における支援について、情報共有を行っています。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
○国の取組	
矯正施設出所後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える「生活環境調整」を行います。また、「保護観察」を通じ、仮釈放・仮退院した者や保護観察処分を付された者が健全な社会の一員として更生できるよう支援を行います。	山形保護観察所

○国の取組	
刑務所出所後の円滑な社会復帰を支援するため、受刑者の適性や健康状態、生活環境等に応じて、在所中、関係機関と連携し、必要な医療や福祉サービスの利用に向けた手続き等の支援を行います。	山形刑務所
不起訴処分や罰金刑等の処分を受けた者のうち、家族等の適切な監督者もなく、更生のための生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対し、関係機関や支援機関等と連携し、「入口支援」を行います。	山形地方検察庁



○民間団体の取組	
<p>事案の個別性を慎重に判断したうえで、刑務所等を出所したものの、家族のもとに帰る旅費がない場合などは、一時的な生活費の援助等を行います。</p>	<p>山形県更生保護 事業協会</p>
<p>罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、刑事事件の弁護活動の一環として、公的な福祉制度につなげるなどの活動を行います。</p>	<p>山形県弁護士会</p>
<p>個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者の裁判所への推薦（国選弁護人の場合）や、弁護人の紹介（私選弁護人の場合）を行います。</p>	<p>山形県弁護士会</p>

V 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化

課題等

- 矯正施設からの出所者は、地域における社会生活において、孤独・孤立の状態に陥ることがあることから、犯罪をした者が抱える様々な課題に対応するため、相談者に寄り添った対応を心がける必要があります。
- 保護司等の高齢化が進んでいることや、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることなどを踏まえ、再犯の防止等の活動について県民の関心と理解が深まるよう一層充実した広報・啓発活動を進める必要があります。

1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築

○県の取組	
矯正施設から出所した者等は、出所後の社会生活において、様々な生きづらさを抱えている場合が多く、再犯を防止し、その立ち直りを支えるためには、犯罪をした者が抱える個別の課題に対応する必要があります。そのため、相談支援を行う電話相談窓口を新たに開設し、相談者に寄り添った対応を心がけます。	地域福祉推進課
つらいときや誰かに頼りたいときに相談できる相談窓口や支援団体を検索でき、関係者が地域・分野のつながりを情報発信することができる「やまがたつながりポータルサイト」の運営を行います。	地域福祉推進課

〈取組の紹介〉【孤独・孤立対策に向けた取組】

幅広い関係者の連携・協働のもとオール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図るため、官民連携のプラットフォームである「やまがたつながり支えあいネットワーク」を令和7年4月に設立しました。

また、孤独・孤立対策の取組みの一つとして、人生のあらゆる段階において何人にも生じえる孤独・孤立の状態に対し、つらいときや誰かに頼りたいときに相談できる相談窓口や支援団体を検索でき、関係者が地域・分野のつながりを情報発信するポータルサイト「やまがたつながりポータルサイト」を令和7年12月に開設しています。

悩みを抱えた人が相談窓口

■やまがたつながりポータルサイト

につながりやすくなるよう、また、支援団体間につながりの創出の一助となるよう、本ポータルサイトを通じて、孤独・孤立という課題の解消に向けて、取り組んでいます。



○県の取組

生活困窮者自立支援制度における相談内容は、社会的な孤独・孤立の課題を抱えた場合が多く、その問題は個別ケースごとに対応が異なるなど複雑化し、対応が困難なケースが多いことから、自立相談支援機関は、人材養成のための研修を実施します。

地域福祉推進課

○国の取組

孤独・孤立対策推進法に基づき、ほかの機関と連携して広く孤独・孤立防止対策に当たるほか、現に孤独・孤立状態にある人に対しても同様に必要な機関と連携して支援に当たります。

山形保護観察所

○民間団体の取組

再犯防止・更生の責任は、国にあるのであって、家族にあるものではありません。犯罪によって精神的・経済的・社会的に様々な被害を受けている犯罪加害者家族の立ち直りを支援するために、国は、社会的に必要とされる援助システムを作る必要があります、これら援助システムによって被害が回復されてはじめて、家族は犯罪者の更生や再犯防止に寄与することができるようになります。このような犯罪加害者家族の被害の回復のために、「犯罪加害者家族支援センター」を設立して、弁護士による支援を行います。

山形県弁護士会

○民間団体の取組

社会的孤立や生活困窮等で将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、市町村社会福祉協議会では、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場所として、心配ごと相談事業を実施しています。また、各種福祉関係機関と連携し、個別に福祉支援が必要なケースの場合は、専門の支援機関につなぎ、迅速に福祉サービスの利用につながるよう支援します。

山形県社会福祉協議会

〈取組の紹介〉【心配ごと相談をはじめとする福祉相談体制の充実】

社会的孤立や生活困窮などで将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、市町村社会福祉協議会では、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場として、心配ごと相談事業を実施しています。

相談員、職員による福祉相談のほか、専門家による法律相談や行政相談等にも対応しており（専門相談の種類や相談日、開催頻度は各市町村によって異なります。専門相談は予約制の場合があります。）、介護や生活困窮、相続、債務に関する相談等、住民の様々な心配ごとに対して無料で相談に応じています。

また、各種福祉関係機関と連携していることから、複合的な課題を抱える者等個別に福祉支援が必要なケースについては、専門の支援機関につなぎ、迅速に福祉サービスの利用につながるよう支援しています。

山形県社会福祉協議会は、相談事業に従事する相談員や職員を対象に相談員スキルアップ研修会を開催し、個々の相談援助技術の向上に取り組んでいます。

■相談員スキルアップ研修会



○民間団体の取組

社会的孤立の人にも対応できるように、相談体制の充実を図るため、民生委員・児童委員の研修会を実施します。

山形県民生委員児童委員協議会

2 ボランティア等民間協力者の活動への支援

○県の取組

長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司への表彰や更生保護事業功労者への知事感謝状の贈呈を行うなど、保護司等が意欲・やりがいを持って取り組む環境づくりを行います。

地域福祉推進課

■山形県更生保護大会での知事感謝状の贈呈



○県の取組

更生保護事業活動の充実に向けて、県内の更生保護関係者が一堂に会して開催される山形県更生保護大会への支援を行います。

地域福祉推進課

県内の防犯ボランティア等を対象とした講習会を開催するなど犯罪の抑止及び未然防止のための地域における自主防犯活動を促進します。

消費生活・地域安全課

○国の取組

山形県更生保護事業協会及び山形県保護司会連合会と連携し、保護司等を対象とした研修会などを企画、催行し、更生保護関係者が犯罪予防活動を行うために必要となる各種情報の収集及び提供に当たります。

山形保護観察所

○国の取組	
山形県保護司会連合会と連携し、持続可能な保護司制度の確立に向けた取組を進めます。	山形保護観察所
○民間団体の取組	
更生保護関係団体や支援を必要とする個人等を対象に、更生保護事業法に基づく地域連携・助成事業及び通所・訪問型保護事業に基づく助成、保護を行うことで、地域における犯罪・非行予防活動を推進します。	山形県更生保護事業協会
保護司活動の充実、ひいては誰一人取り残さない社会の実現に向け、保護観察所及びその他更生保護関係団体並びに地方公共団体等と連携し、保護司活動の環境整備、官民協働態勢の構築強化、社会に対する保護司・保護司制度の広報・啓発等に取り組みます。	山形県保護司会連合会
地域における更生保護活動の拠点である県内 11 か所の「更生保護サポートセンター」運営に係る助成事業を適期的確に実施し、犯罪予防、地域とのネットワーク態勢構築に当たります。	山形県保護司会連合会
山形保護観察所と連携し、持続可能な保護司制度の確立に向け、「保護司セミナー」を積極的に開催し、保護司適任者確保に向けた取組を進めます。同セミナーにおいて、保護司活動の実際や更生保護の意義を広く周知するとともに、保護観察対象者等の更生に向けて努力する姿に触れることで、保護観察対象者等に対する偏見の除去に努めます。	山形県保護司会連合会
非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。（再掲）	山形県 BBS 連盟
民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、自らも地域住民の一員として、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。	山形県民生委員児童委員協議会

3 広報・啓発活動の推進

○国の取組

「再犯防止・地域創生」ワークショップと題し、刑務所の職員と参加者が小グループとなり再犯防止についてのアイデアを出し合う対話型のワークショップを実施し、県民への理解の促進に努めます。

山形刑務所

〈取組の紹介〉【山形刑務所における「再犯防止×地域創生」ワークショップ】

山形刑務所では、刑務所出所者等の地域生活定着に向けた矯正施設等と矯正施設のある自治体等における支援体制の充実化を図るため、再犯防止にも、地域創生にも資する取組をとともに検討する、ワークショップ型の施設参観を実施します。

自治体等の職員や、地域にお住まいの方に山形刑務所に来所いただき、施設見学を実施した後、参加者と施設職員を交えた小グループによる討議を行います。

討議では、参加者からの質疑に職員が回答するほか、矯正施設と地域の協働により再犯防止や地域の活性化に資する取組のアイデアを出し合い発表します。

施設から参加者という一方向の参観ではなく、対話することにより、矯正施設と地域の相互理解を促進し、矯正施設と地域が一体として再犯防止に取り組む意識強化の一助となることを目指します。



○県・国・民間団体の取組

<p>犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・民間団体等の関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。</p>	<p>県・国・民間団体</p>
<p>7月を「再犯防止啓発月間」として「社会を明るくする運動」と連動し、再犯防止等に係る理解の促進に向けた取組を進めます。</p>	<p>県・国・民間団体</p>

〈取組の紹介〉【社会を明るくする運動の推進の取組】

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とし、昭和25年から開始された全国展開の運動です。

年間を通して行っていますが、特に7月を強調月間として、より重点的に行っております。山形県内においても、強調月間期間中は県内11の地区保護司会が地方自治体や更生保護女性会といった民間の更生保護ボランティア団体と協力しながら、街頭や児童・生徒通学時の広報活動のほか、各種催事等の実施など工夫しながら運動を推進しています。

また、強調月間以外でも、小学生（高学年）や中学生を対象とした作文コンテストや、小学生（低学年）及び幼稚園児を対象とした塗り絵コンテストを開催しています。

活動のシンボルカラーは黄色、マスコットキャラクターは「ホゴちゃん・サラちゃん」の更生ペンギンです。マスコットキャラクターがデザインされたTシャツや黄色い羽根を身に付け、黄色ののぼり旗のもと、活動している姿を見かけた方は、社会を明るくする運動への御協力を、是非よろしくお願いします。

■「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー



VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

課題等

- 地域における関係者が連携して支援する取組が効果をあげている事例もあり、取組をさらに拡大していく必要があります。
- 具体的な支援については、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いと考えられることから、市町村や地域の関係者が連携して取り組む必要があります。

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

○県の取組	
県や国の法務関係機関、民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する山形県再犯防止推進協議会の開催により、再犯防止等の推進に係る必要な事項や課題を共有し、今後の施策等を協議することで、関係機関が連携して再犯防止に取り組みます。	地域福祉推進課
オール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくため、令和7年4月に官民連携のプラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」を設立しました。多くの団体から本ネットワークに参画してもらえよう孤独・孤立対策に係る啓発等及び関係団体の連携強化に取り組みます。	地域福祉推進課
県内4地域に、山形県地域生活定着支援センターを中心とした、山形保護観察所、市町村、福祉事務所等と「地域生活定着支援ネットワーク」を構築し、地域における支援者の拡大を図るとともに、高齢や障がいにより支援を必要とする矯正施設出所者等を円滑に福祉サービス等につなげます。	地域福祉推進課 (山形県地域生活定着支援センター)
○国の取組	
警察、暴力追放運動推進センター、矯正施設との連携を基礎とし、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けを強化します。	山形保護観察所
年1回、山形刑務所において、農福連携事業所等を参集し意見交換会を実施し、刑務所等出所者等の支援や雇用への理解の促進に努めます。	山形刑務所
○県・国・民間団体の取組	
犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・民間団体等の関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。(再掲)	県・国・民間団体

○民間団体の取組	
更生保護関係団体として、保護観察所やその他の機関と連携し、対象となる者に対する助言等を行うほか、「矯正施設釈放前教育（受刑者が釈放後の生活等について知り、学ぶ機会）」への協力、「ふれあい食事会（更生保護施設入所者を対象とした食事会）」、「更生保護施設訪問」の企画・実施を通じ、長く社会で健全な生活を維持するための支援に当たります。	山形県更生保護 女性連盟
仙台少年鑑別所（山形少年鑑別支所）の視察委員を委嘱され、少年鑑別所の視察、面接、少年からの書面確認、施設長からの情報提供などを通じて、施設運営の実態を把握することで、少年の更生に向けた援助を行います。	山形県民生委員 児童委員協議会

2 市町村や地域における取組の促進

○県の取組	
市町村に対し、山形県再犯防止推進協議会へオブザーバーとして参加を呼びかけるなどにより、市町村における地方再犯防止推進計画の策定及び地域での再犯防止の取組を促進します。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
関係機関との連携および地域における支援ネットワークの構築を図るため、山形県地域生活定着支援センターを中心に、県内4地域において、市町村や地域の医療・福祉等にかかわる支援者に対し、事例に基づく支援内容等に関する研修会を開催するなど、地域全体の支援スキル向上に取り組んでいます。	地域福祉推進課 （山形県地域生活 定着支援センタ ー）

■山形県地域生活定着支援センターによるネットワーク会議



1 推進体制

(1) 山形県再犯防止推進協議会

計画の推進にあたっては、地域の様々な機関が連携・協力しながら再犯防止の施策を推進する必要があります。そのため、国の機関や更生保護団体、関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進します。

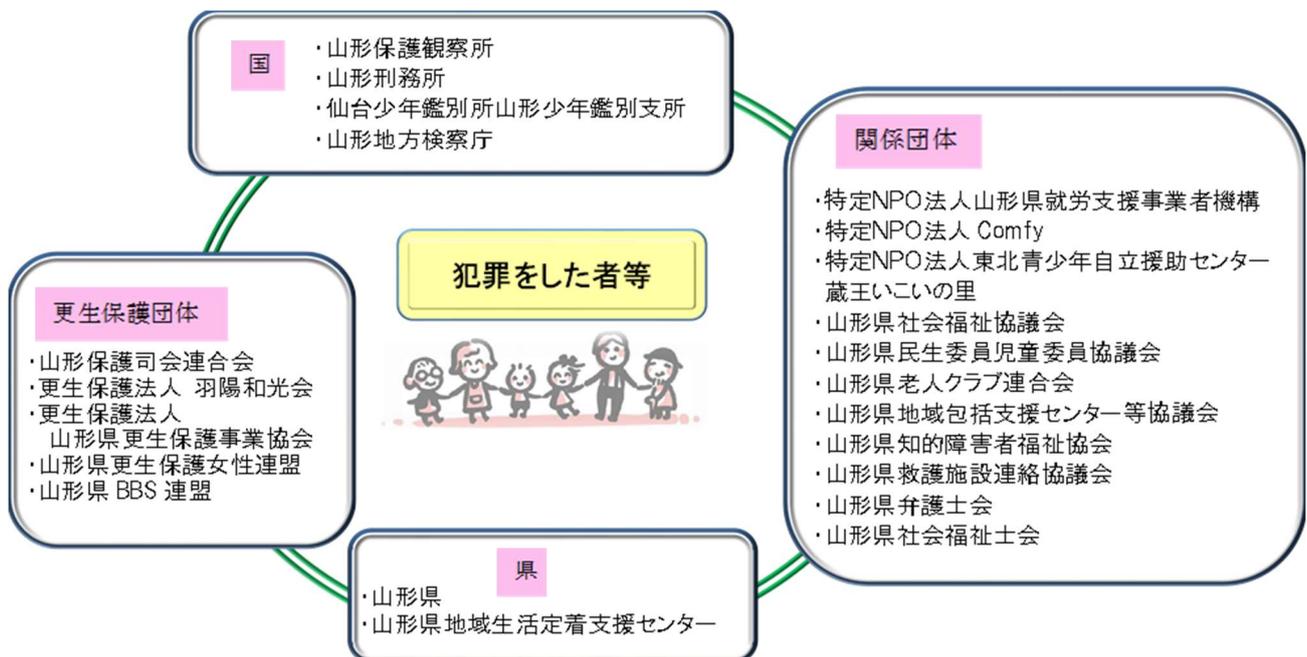
(2) 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議

再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、「再犯防止推進連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。

2 進捗管理

策定した山形県再犯防止推進計画については、山形県再犯防止推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

山形県再犯防止推進協議会



再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

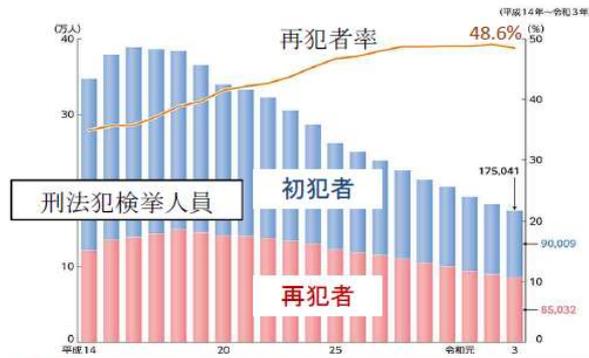
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



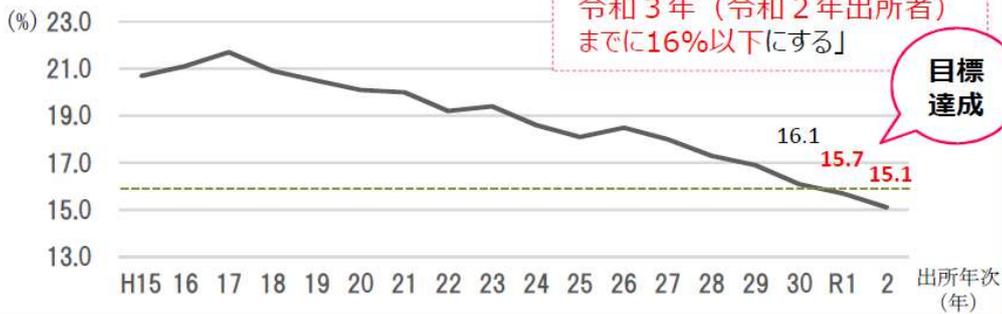
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定
➤ 7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量及び再処分量

(設置)

第1条 山形県における再犯の防止等に関する施策を推進するため、山形県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、山形県における再犯の防止等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体を構成員として組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県健康福祉部次長が務める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

山形県再犯防止推進協議会構成団体

区分	所 属	
国	山形保護観察所	
	山形刑務所	
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	
	山形地方検察庁	
更生 保護 団体	山形県保護司会連合会	
	更生保護法人 羽陽和光会	
	更生保護法人 山形県更生保護事業協会	
	山形県更生保護女性連盟	
関係 団体 等	山形県BBS連盟	
	特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構	
	特定非営利活動法人 Comfy	
	山形県地域生活定着支援センター	
	特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里	
	山形県社会福祉協議会	
	山形県民生委員児童委員協議会	
	山形県老人クラブ連合会	
	山形県地域包括支援センター等協議会	
	山形県知的障害者福祉協会	
	山形県救護施設連絡協議会	
	山形県弁護士会	
山形県社会福祉士会		
県	山形県健康福祉部（事務局）	事務局

【更生保護団体】

山形県保護司会連合会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、国の機関の保護観察所の保護観察官と協働態勢で、保護観察を受けている人と面接指導のほか、刑務所や少年院に入っている人が社会に戻る場所の調査や調整を行っています。

山形県下 35 市町村を 11 の保護区に分け、それぞれに組織された保護司会をまとめる機関として保護司会連合会が組織されており、保護司会及び保護司の皆様に対する支援はもちろんです。保護司活動が地域に理解されるよう支援する、あるいは新たな保護司のなり手・人材発掘のため、各地方公共団体や民間企業への働きかけを課題として、日々活動しています。

更生保護法人 羽陽和光会

羽陽和光会は、矯正施設等を出た方など頼るべき人がおらず住居もないなどの理由で、直ちに自立することが困難な方々の円滑な社会復帰を支援する、県内で唯一の更生保護施設です。

定員は男子 20 名で、山形保護観察所の委託により入所者を受け入れており、入所者の自立に向けた生活指導や就労援助、親族や関係者との調整などを行っています。また、地元町内会の公園清掃や防災訓練への参加など地域との交流を図りながら運営しています。

今後も、地元町内会や保護司会を始めとした更生保護関係団体等の皆様の御理解と御支援を支えに、築いてきた地域との良好な関係を維持しながら、さらに地域の方々に頼りにされる施設となるよう運営していきます。

更生保護法人 山形県更生保護事業協会

山形県更生保護事業協会は、昭和 47 年に財団法人として設立された後、更生保護事業法の制定に伴い、平成 8 年 4 月に更生保護法人として法務大臣から認可を受け、罪を犯した人たちが更生して社会復帰出るよう、福祉等関係機関と連携しながら医療や就労などの支援を行う地域連携・助成事業を実施しています。

また、保護司を始めとした更生保護女性会や更生保護施設等の更生保護関係者や機関への助成や支援を行っているほか、刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合や、一時的に生活費が不足する場合などの援助等も行っています。

山形県更生保護女性連盟

山形県更生保護女性連盟は、山形県下 21 地区更生保護女性会、約 1,500 名の会員の活動を支援するために組織されています。

終戦直後、路上生活を送る戦争孤児をみかねて「ほっとけない」と立ち上がった婦人たちの活動が原点ですが、時を経て、現在は、刑務所や保護観察所といった罪を犯した人たちの更生に関わる機関に対する支援のほか、愛の一声運動や登下校時の見守り等子育て支援に関わる機関への協力など地域のニーズに応じた活動をしています。ほっこりした子育て環境とママたちの子育てのサポートになれば、健やかな青少年の育成につながるという思いで活動しています。

山形県 B B S 連盟

B B S は Big Brothers and Sisters Movement の略称です。非行から立ち直ろうとする少年少女たちに近い世代の兄、姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。全国で約 4,500 人、山形県では約 80 名（令和 7 年 1 月 1 日時点）の会員が在籍しています。

B B S の活動は主に「ともだち活動」、「グループワーク」、「研さん活動」と保護観察所等と協力し少年たちとの社会奉仕活動の協力や非行防止活動を行います。少子化による少年事件数の減少や時代の変化による非行少年を取り巻く状況の変化に応じた活動の推進を目指しています。

【関係団体等】

特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構

山形県就労支援事業者機構は、再犯のない社会を作るために、山形県内の経済界の協力により罪を犯した人などへの就労支援を行い、安全な社会づくりに貢献する組織です。協力雇用主が対象者を雇用するにあたり、予算の範囲内で健康診断の費用や作業着購入、ハローワークでの職業訓練等の費用を助成するほか、国の支援制度の情報提供を行います。

再犯防止に必要な生活基盤の確保を支援するため、住宅確保支援や継続的な見守り支援などに関わる機関・団体の皆様と協力し取り組んでいます。

特定非営利活動法人 Comfy (旧：鶴岡ダルク)

ダルクとは、様々な薬物がやめたくてもやめられない薬物依存症という困難な病気からの回復を図ることを目的としているリハビリ施設で、全国各地に設置されています。

当施設では、施設において薬物依存者等を受入れ、共に生活をしながらグループミーティング等による回復プログラムを実践するとともに、処方薬、アルコール、ギャンブル等の依存症を含め、再発しないための通院調整等治療のサポートを行っています。治療が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存は治療が長期に及ぶことから、病院等で開催される退院支援委員会等に毎月出席するなど医療機関や関係機関等との連携を密にしながら利用者の薬物等依存からの脱却をサポートしています。

山形県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターは、各都道府県に設置され、刑務所等矯正施設の退所予定者等で高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関です。

主な業務としては、以下のとおりです。

- ・ 矯正施設退所予定者の帰住地調整を行うコーディネート業務
- ・ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ・ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- ・ 釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う被疑者等支援業務
- ・ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里

蔵王いこいの里では、山形保護観察所の委託を受け、自立準備ホームとして、主に青少年の保護観察対象者の更生を支援しています。

主な活動としては、以下のとおりです。

- ・ 生活習慣の改善及び食生活改善
- ・ 体力づくり
- ・ 農作業体験を通してのコミュニケーション訓練
- ・ 学習支援（毎日漢字の書き取り・計算等）
市町村教育委員会や各学校との連携
義務教育期間中の公立学校に限り登校日数扱い
定時制及び通信制高校等への通学・学習支援
- ・ 就労訓練
近隣果樹園や企業での就労体験
ハローワークとの連携
- ・ 居場所づくり
卒業後でも気軽に訪問できるよう環境整備

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法に基づき設置された非営利の民間組織（社会福祉法人）です。すべての市区町村、都道府県そして全国に設置されており、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、様々な地域福祉活動を行っています。

山形県社会福祉協議会は、山形県内全域を対象とする中核組織です。県内 35 市町村社協をはじめとする各関係機関・団体との協働ネットワークのもと、相互に連携・協力しながら広域的なコーディネートを行い、地域社会全体で支援を必要とする人を支えようとする「地域共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

山形県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

山形県民生委員児童委員協議会は、県内 35 の市町村民生委員児童委員協議会（136 の法定単位民生委員児童委員協議会）に所属する 2,936 人（令和 7 年 12 月 1 日以降の定数）の民生委員・児童委員により構成され、研修事業、調査・研究、広報・啓発、連絡調整等、民生委員・児童委員活動の支援や、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指した取組を進めています。

山形県老人クラブ連合会

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、仲間づくりや生きがづくり、健康づくりなど生活を豊かにする楽しい活動と高齢者の知識や経験を活かし地域の人々と交流を図る地域を豊かにする社会活動を行っています。

矯正施設等を出られた方々は、特に高齢者の再犯率が高く、その多くが生活困窮や孤独・孤立など社会での居場所や生活の楽しみが見つけれられず罪を重ねてしまうという悪循環によるものだと考えられます。

矯正施設等を出られた方々への理解を深め、関係機関と連携を図りながら更生と再犯防止のため老人クラブとして高齢者の立場で見守り、地域との「つながり」をつくる支援体制づくりを推進しています。

一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会

山形県地域包括支援センター等協議会は、県内の地域包括支援センター、在宅介護支援センターを正会員として運営している団体です。県をはじめとする関係機関との関係を強化し、高齢者だけでなく地域住民が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりを構築し、広く県民の福祉向上に寄与することを目的としています。さらに多様化、複雑化する状況に対し、センター同士の連携を強化しながら、様々な関係機関と協働し地域共生社会の構築を目指し、様々な活動に取り組んでいます。

住宅確保要配慮者に対する居住支援、ヤングケアラー対策など、法律や制度の狭間で生きづらさを抱えている人たちの支えになる取組を行っています。

山形県知的障害者福祉協会

山形県知的障害者福祉協会は、知的障がいのある人たちの尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるよう、県内で障がい福祉サービス（施設入所支援、生活介護、就労継続支援、共同生活援助、居宅介護、短期入所、相支援等）を提供している 83 の施設・事業所を会員とした団体です。

職員対象の研修会やセミナー（権利擁護・支援力向上等）の開催、当事者活動支援、施策推進のための政策提言等の活動を行っています。

福祉の支援を必要とする触法障がい者の受け入れにあたり、職員の理解と各関係機関との情報交換・共有、連携を取りながら進めていくとともに、その後の再犯を防止するためにも、継続した関係各所との協力体制が不可欠と考えています。

山形県救護施設連絡協議会

救護施設は、生活保護法に基づき運営されている福祉施設です。山形県には3か所あり、身体や精神の障がいや経済的なこと等の何らかの課題を抱え、1人の力では日常生活を送ることの困難な方が、健康的に安心して過ごすことのできる施設です。

施設では、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、潤いと生きがいを持ち、地域で再び生活するための支援を提供しています。犯罪歴のある方の入所もあり、生活の基盤を整え、行政や病院・他の福祉関係機関と連携を図り適切な福祉サービスを受けることで、再び地域で生活している方もいます。

救護施設では、他関係機関と連携をして施設利用者の新たな生活に向けて支援をしていきます。

山形県弁護士会

弁護士会では個々の刑事事件を担当する弁護士候補者を裁判所に推薦したり（国選弁護人の場合）、弁護人を紹介したりしています（私選弁護人の場合）。

刑事事件の弁護活動の一環として、罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、公的な福祉制度につなげるなど諸々の活動を行っています。

また、弁護士会では、「犯罪加害者家族支援センター」を設置しており、弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しています。本センターは、直接的には犯罪加害者の家族の支援を目的としていますが、加害者が立ち直るためには受け入れる家族の協力が不可欠ですので、再犯防止という積極的意味も有しています。

山形県社会福祉士会

山形県社会福祉士会は、現在 608 名の会員で組織しており、その多くは、福祉施設や社会福祉協議会の現場で、利用者の権利を守るという視点で相談援助の業務を行っています。

本会では、電話及び来所による権利擁護に関する相談を受け付ける窓口を、山形県社会福祉士会の事務局に開設しており、犯罪をした者等に関する相談も含めて、広く県民からの権利擁護に関する相談を受け、関係する機関等へつないでいます。

(目的)

第1条 再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 再犯防止対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(召集)

第4条 連絡会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 員		関連業務
健康福祉部	健康福祉部次長	(委員長)
総務部	高等教育政策・学事文書課長	復学・修学支援
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課長	防犯まちづくり
しあわせ子育て応援部	多様性・女性若者活躍課長	青少年健全育成指導
健康福祉部	健康福祉企画課長	薬物依存者の支援、薬物乱用防止
	高齢者支援課長	高齢者、地域包括ケア、認知症対策
	障がい福祉課長	障がい者福祉
産業労働部	雇用・産業人材育成課長	職業訓練、就労支援
県土整備部	建設企画課長	雇用主への入札資格加点
	建築住宅課長	県営住宅、住宅政策
村山総合支庁	生活福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
最上総合支庁	地域健康福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
置賜総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
庄内総合支庁	地域保健福祉課長	生活保護、生活困窮者支援
教育局	教育政策課長	復学・修学支援
	義務教育課長	小中学校における非行防止対策
	高校教育課長	復学・修学支援
警察本部	生活安全企画課長	犯罪予防
	人身安全少年課長	少年犯罪の防止
	組織犯罪対策課長	暴力団関係の再犯防止
健康福祉部	地域福祉推進課長	事務局

参考資料6 用語の解説

用語	解説
あ行	
入口支援	一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。
か行	
仮釈放	再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付される。
鑑別	非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。
帰宅先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
帰宅予定地	刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。
起訴猶予	犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことから不起訴とするもの。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
協力事業主（協力雇用主）	保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。一般的には、「協力雇用主」だが、山形県では「協力事業主」と呼称している。本文では、「協力事業主」と表記している。
居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し民間賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するもののこと。
刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。
刑務所	受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生に向けて、社会に適応するよう様々な処遇を行う施設。
刑余者	刑罰を受けたことがある者のこと。
更生保護サポートセンター	保護司を始めとする更生保護関係団体、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携の強化を図るための、地域における更生保護の拠点。

更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
更生緊急保護	更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。
更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。
更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
更生保護法人	更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。
コレワーク	矯正就労支援情報センター室の通称。受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などとして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。
さ行	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。
持続可能な開発目標（SDGs）	平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことがうたわれている。略称SDGsは「Sustainable Development Goals」の略。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
住宅確保要配慮者	高齢者や低額所得者、障がい者などの住宅の確保に配慮が必要な者のこと。

少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。
処遇	警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
自立準備ホーム	刑務所・少年院などを出所した後、帰る家のない者が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行っている。
新受刑者	裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所した受刑者。
セーフティネット住宅	低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として都道府県等が登録した住宅のこと。
生活環境の調整	刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。
た行	
地域生活定着支援センター	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。
地方検察庁	検察官の行う事務を統括する機関。地方検察庁は各都道府県庁所在地等に置かれ、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件を取り扱い、捜査及び起訴・不起訴などの処分を行っている。

特別調整	矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がいを有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。
は行	
非行少年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。 ①「犯罪少年」罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。 ②「触法少年」14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。 ③「ぐ犯少年」保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性

	格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
BBS会	非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等(BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement))を行う青年のボランティア団体。
法務少年支援センター	少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う際の名称。
暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済に寄与することを目的として、公安委員会の指定により各都道府県に一つずつ設置された機関であり、県民や各自治体が暴力追放運動を推進するための拠点としての活動を行っている。
保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となる。
保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する国家公務員。
保護観察所	主に家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などに対する保護観察などを行う機関。全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。
保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。
や行	
薬物事犯者	覚せい剤や大麻などの薬物に関する犯罪・非行をした者のこと。